

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

	ページ
◇ 規 則	
○ 北九州市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則【総務局人事部人事課】	3
◇ 告 示	
○ 徴収事務の委託【港湾空港局港営部港営課】	4
◇ 公 告	
○ 特定調達契約の落札者の決定【港湾空港局港営部港営課】	5
○ 大規模小売店舗の変更事項の届出（4件）【産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課】	6
◇ 上下水道局	
○ 収納事務の委託【上下水道局総務経営部広域事業課】	14
○ 特定調達契約の落札者の決定【上下水道局下水道部施設課】	15

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則

北九州市折尾総合整備事務所の移転に伴い、関係規定を改めることにしました。

この規則は、令和2年4月30日から施行することになりました。

北九州市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 4 月 3 0 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 3 9 号

北九州市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則

北九州市事業所事務分掌規則（昭和 4 3 年北九州市規則第 7 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の建築都市局の項中「北鷹見町 1 3 番 1 0 号」を「大浦二丁目 1 3 番 7 号」に改める。

付 則

この規則は、令和 2 年 4 月 3 0 日から施行する。

北九州市告示第 2 1 1 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、北九州市が管理する港湾施設のうち係留施設の使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 2 年 4 月 3 0 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
北九州埠頭株式会社	北九州市門司区本町 2 番 1 0 号	令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで

北九州市公告第 3 1 0 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 2 年 4 月 3 0 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量
北九州市太刀浦第 1 コンテナターミナル電力供給 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市港湾空港局港営部港営課
北九州市門司区西海岸一丁目 2 番 7 号
- 3 落札者を決定した日
令和 2 年 3 月 1 0 日
- 4 落札者の名称及び住所
九州電力株式会社
福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番 8 2 号
- 5 落札金額
2, 6 5 9 万 4, 2 1 2 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和 2 年 1 月 3 0 日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市公告第311号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和2年4月30日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

グッデイ小倉南店

北九州市小倉南区守恒本町一丁目13番10号

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社グッデイ

福岡市博多区中洲中島町2番3号

代表取締役 柳瀬隆志

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

株式会社グッデイ

福岡県筑紫郡那珂川町松木二丁目61番地

代表取締役 柳瀬隆志

変更後

株式会社グッデイ

福岡市博多区中洲中島町2番3号

代表取締役 柳瀬隆志

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

株式会社グッデイ

福岡県筑紫郡那珂川町松木二丁目61番地

代表取締役 柳瀬隆志

変更後

株式会社グッデイ
福岡市博多区中洲中島町2番3号
代表取締役 柳瀬隆志

4 変更の年月日

令和元年9月2日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和2年4月16日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和2年8月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和2年8月31日までに北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第 3 1 2 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和 2 年 4 月 3 0 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

グッデイ八幡東店

北九州市八幡東区枝光二丁目 1 7 3 4 番 1 の一部ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社グッデイ

福岡市博多区中洲中島町 2 番 3 号

代表取締役 柳瀬隆志

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

嘉穂無線株式会社

福岡市南区塩原一丁目 2 8 番 2 4 号

代表取締役 柳瀬真澄

変更後

株式会社グッデイ

福岡市博多区中洲中島町 2 番 3 号

代表取締役 柳瀬隆志

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

嘉穂無線株式会社

福岡市南区塩原一丁目 2 8 番 2 4 号

代表取締役 柳瀬真澄

変更後

株式会社グッデイ
福岡市博多区中洲中島町2番3号
代表取締役 柳瀬隆志

4 変更の年月日

- (1) 前項第1号及び第2号の代表者変更 平成28年6月15日
- (2) 前項第1号及び第2号の名称変更 平成28年9月21日
- (3) 前項第1号及び第2号の住所変更 令和元年9月2日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和2年4月16日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和2年8月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和2年8月31日までに北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第313号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和2年4月30日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
グッデイ若松店・ポイント若松響灘店
北九州市若松区大字安瀬64番69
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社グッデイ
福岡市博多区中洲中島町2番3号
代表取締役 柳瀬隆志
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
変更前
株式会社グッデイ
福岡県筑紫郡那珂川町松木二丁目61番地
代表取締役 柳瀬隆志
変更後
株式会社グッデイ
福岡市博多区中洲中島町2番3号
代表取締役 柳瀬隆志
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
変更前
株式会社グッデイ
福岡県筑紫郡那珂川町松木二丁目61番地
代表取締役 柳瀬隆志
他1者

変更後

株式会社グッデイ

福岡市博多区中洲中島町2番3号

代表取締役 柳瀬隆志

他1者

4 変更の年月日

令和元年9月2日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和2年4月16日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和2年8月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和2年8月31日までに北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第314号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和2年4月30日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
グッデイ八幡東店
北九州市八幡東区枝光二丁目1734番1の一部ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社グッデイ
代表取締役 柳瀬隆志
福岡市博多区中洲中島町2番3号
- 3 変更する事項
 - (1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (ア) 変更前 開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後8時
 - (イ) 変更後 開店時刻 午前7時
閉店時刻 午後10時
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - (ア) 変更前 午前9時30分から午後8時30分まで
 - (イ) 変更後 午前6時30分から午後10時30分まで
 - ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - (ア) 変更前 午前9時から午後7時まで
 - (イ) 変更後 24時間
- 4 変更する年月日
令和2年4月24日
- 5 変更する理由
営業政策上の理由による。
- 6 届出年月日

令和 2 年 4 月 2 3 日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課

(2) 北九州市八幡東区中央一丁目 1 番 1 号

北九州市八幡東区役所総務企画課

8 縦覧期間

この公告の日から令和 2 年 8 月 3 1 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和 2 年 8 月 3 1 日までに北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市上下水道局告示第18号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2及び北九州市上下水道局会計規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第12号）第36条の2第1項の規定により、ボトルドウォーターの売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和2年4月30日

北九州市上下水道局長 中西満信

受託者		委託期間
名称	住所	
株式会社井筒屋	北九州市小倉北区船場町1番1号	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
公益財団法人北九州観光コンベンション協会	北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
ワールドミックニ共同事業体 代表者 株式会社ワールドインテック	北九州市小倉北区大手町11番2号	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
株式会社朝日広告社	北九州市小倉北区大手町11番3号	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

北九州市上下水道局公告第54号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市水道局管理規程第6号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和2年4月30日

北九州市上下水道局長 中西満信

- 1 購入品目及び数量
次亜塩素酸ソーダ 165万キログラム
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市上下水道局下水道部施設課
北九州市小倉北区大手町1番1号
- 3 落札者を決定した日
令和2年3月27日
- 4 落札者の名称及び住所
電協産業株式会社
北九州市戸畑区中原東四丁目2番1号
- 5 落札金額
1キログラム当たりの金額 27円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和2年2月14日
- 8 落札方式
最低価格による。